

(別添1)

高等学校における個々の能力・才能を伸ばす特別支援教育 実施要項

平成26年1月30日

文部科学大臣決定

1 趣旨

高等学校及び中等教育学校後期課程（以下「高等学校等」という。）においては、現行の小・中学校の通級による指導と同様の障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服するための指導を行うため、特別の教育課程を編成・実施するとともに、教科指導等を通じた個々の能力・才能を伸ばす指導について研究を行うことを通して、高等学校等における特別支援教育を充実し、障害のある生徒の自立や社会参加を推進する。

2 事業目的

文部科学省は、上記の趣旨の達成に必要な高等学校等の特別支援教育に関する教育課程等の改善に資する実証的資料を得るため、特別支援教育に関する教育課程等に関する研究開発を行う高等学校等を高等学校における個々の能力・才能を伸ばす特別支援教育に係る研究指定校（以下「研究指定校」という。）に指定する。研究指定校においては、小・中学校の通級による指導と同様（学校教育法施行規則第140条各号）の障害のある生徒を対象として研究開発を行う。

3 研究指定校の指定

- (1) 研究指定校の指定を希望する国立、公立又は私立の高等学校等の管理機関（国立学校にあっては当該学校を設置する国立大学法人、公立学校にあっては当該学校を設置する教育委員会、私立学校にあっては当該学校を設置する学校法人をいう。以下同じ。）は、都道府県の教育委員会又は知事を経由して（国立大学法人及び指定都市教育委員会にあっては直接）、文部科学省に研究指定申請書（以下「指定申請書」という。）を提出するものとする。指定申請書には当該学校の指定に関する同意書を添付するものとする。
- (2) 文部科学省は、指定申請書に記載された研究開発実施計画を審査し、適切と認めるときは当該学校を研究指定校に指定する。

4. 研究開発の委託

文部科学省は、管理機関の希望がある場合は、研究指定校における研究開発の実施を当該学校の管理機関に委託する。

5. 研究開発の実施

研究指定校においては、障害のある生徒に対し特別支援教育を実施し、これに関する

教育課程等の改善に資する実証的資料を得るため、教科指導等を通じた個々の能力・才能を伸ばす指導について現行教育課程の基準の下での教育課程等の改善に関する研究開発のほか、学校教育法施行規則第85条（同規則第108条第2項で準用する場合を含む。）に基づき、現行教育課程の基準によらない教育課程を編成、実施して研究開発を行う。

現行教育課程の基準によらない教育課程を編成する場合については、次に定めるところにより、当該生徒の障害に応じた特別の指導（以下「障害に応じた特別の指導」という。）を、高等学校等の現行教育課程に加え、又はその一部に替えることができるものとする。

- (1) 障害に応じた特別の指導は、障害の状態の改善又は克服を目的とする指導とする。ただし、特に必要があるときは、障害の状態に応じて各教科・科目の内容を補充するための特別の指導を含むものとする。
- (2) 障害に応じた特別の指導に係る授業時数は、年間10単位時間から280単位時間までを標準とする。
- (3) 障害に応じた特別の指導に係る授業については、授業時数を単位数に換算して、卒業までに修得させる単位数に含めることができる。

6 研究指定校の運営

- (1) 管理機関は、研究指定校の運営に関し、専門的見地から指導、助言、評価に当たる運営指導委員会を設けるものとする。運営指導委員会は、学校教育の専門的知識を有する者、学識経験者、関係行政機関の職員等によって組織する。
- (2) 都道府県教育委員会は、域内の市町村教育委員会に対し、研究指定校の運営に関し必要な指導助言を行うことができる。
- (3) 文部科学省は、研究指定校における研究開発の実施状況について、管理機関及び研究指定校に対し聴取及び実地に調査することができる。

7 指定の期間

研究指定校としての指定の期間は、原則として3年とする。

8 実績の報告及び活用

- (1) 管理機関は、研究指定校における研究開発の成果・実績を毎年度文部科学省に報告するものとする。
- (2) (1)により報告された実績については、文部科学省においてその集録を編集し、一部又は全部を修正・翻案し、文部科学省刊行物をはじめとした書籍、インターネット及びその他の媒体により公表することができるものとする。
- (3) 研究指定校においては、地域や学校の実態に応じて、研究発表会、公開授業、研究会等の開催、インターネットによる情報提供などの取組を実施することにより、本事業の実績が他校における研究に資するよう、積極的な情報提供を行うものとする。

9 委託経費

- (1) 文部科学省は、予算の範囲内で、本事業の実施に当たり必要な経費を支出する。
- (2) 文部科学省は、必要に応じ、経理処理状況について実態調査を行うことができる。

10 研究指定校企画評価会議

- (1) 本事業での特別支援教育に関する研究開発の推進に係る企画、研究開発実施計画の審査及び研究開発の実績の評価等を行うため、文部科学省初等中等教育局に研究指定校企画評価会議を置く。
- (2) 研究指定校企画評価会議は、学校教育に専門的知識を有する者、学識経験者、関係行政機関の職員等をもって構成する。
- (3) 研究指定校企画評価会議は、管理機関及び研究指定校から、研究開発の実施状況について聴取することができる。
- (4) 研究指定校企画評価会議は、研究指定校に対して、定期的に研究開発の評価を行う。

11 文部科学大臣の講ずる措置

文部科学大臣は、研究指定校における研究開発の内容が、趣旨及び事業目的に反し、又は沿わないと判断されるときは、研究指定校企画評価会議の意見を聴いて、指定の解除を含めた必要な措置を講ずる。

12 その他

この要項に定める事項のほか、本事業の実施に当たり必要な事項については、別途定める。

(別添2)

高等学校における個々の能力・才能を伸ばす特別支援教育 委託要項

平成26年1月30日
初等中等教育局長決定

1. 趣旨

文部科学省は、高等学校及び中等教育学校後期課程（以下「高等学校等」という。）の特別支援教育に関する教育課程等の改善に資する実証的資料を得るため、特定の学校を学校教育法施行規則第85条（同規則第108条第2項で準用する場合を含む。）に基づく研究開発を実施する学校（以下「研究指定校」という。）に指定し、あらかじめ現行教育課程の基準によらない教育課程の編成・実施を認めることにより、新しい教育課程、指導方法等について研究開発を行う。

2. 委託内容

研究指定校において、具体的な研究開発課題を設定し、研究開発を実施する。

3. 研究開発の委託先

文部科学省は、研究指定校の管理機関（国立学校にあっては当該学校を設置する国立大学法人、公立学校にあっては当該学校を所管する教育委員会、私立学校にあっては当該学校を設置する学校法人をいう。以下同じ。）に対して研究開発の実施を委託する。

4. 研究開発の実施方法

研究指定校においては、研究開発課題を設定し、当該課題に基づいた具体的な目標の設定・実施計画を策定した上で、学習指導要領の改善に資するための研究開発を行う。また、研究開発の成果については、具体的な評価を行う。

5. 委託期間

本事業の委託期間は、原則として委託を受けた日から当該年度の末日までとする。ただし、事業の実績、予算の状況等を勘案し、審査の上適当と認められるときは、指定の期間内において引き続き契約を締結することができる。

6. 委託手続

- (1) 委託を受けようとする団体は、事業実施計画書等を文部科学省に提出すること。
なお、事業実施計画書の作成に当たっては、研究指定校企画評価会議等からの指導・助言を踏まえること。
- (2) 文部科学省は、上記により提出された事業実施計画書等の内容を審査し、適切であると認めた場合、当該管理機関と委託契約を締結する。なお、必要に応じて当該

計画の見直しを求めることができる。

7. 委託経費

- (1) 文部科学省は、予算の範囲内で当該事業の実施に必要な経費（人件費（賃金）、諸謝金、旅費、借損料、消耗品費（図書購入費）、会議費、通信運搬費、印刷製本費、雑役務費、保険料、消費税相当額、一般管理費、再委託費）を委託費として支出する。
- (2) 文部科学省は、委託費を、額の確定後、受託団体の請求により支払うものとする。ただし、受託団体が事業の完了前に必要な経費の支払を受けようとし、支払いが必要であると認めるときは、委託契約額の全部又は一部を概算払するものとする。
- (3) 受託団体は契約締結及び支払を行う場合には、国の契約締結及び支払に関する規定の趣旨に従い、経費の効率的な使用に努めること。
- (4) 受託団体は契約締結後、事業の実施過程において、事業実施計画書について変更が必要があるときは、速やかに文部科学省に報告し、その指示を受けるものとする。ただし、経費区分間の流用で経費区分間で増減する額が委託費の総額の 20 % を超えない場合については、この限りではない。
- (5) 受託団体は、委託費の収入及び支出に当たっては、他の経費と区分して帳簿を備え、領収書等関係書類を整理し、経理の状況を明らかにしておくものとし、事業を実施した翌年度から 5 年間保存する。
- (6) 文部科学省は、受託団体が当該委託要項、委託契約書又は委託事業事務処理要領に違反したとき、実施に当たり不正もしくは不当な行為をしたとき、又は委託事業の遂行が困難であると認めるときは、委託契約を解除し、経費の全部又は一部について返還を命じることができる。

8. 再委託

本事業の全部を第三者に委託（以下、「再委託」という。）することはできない。ただし、本事業のうち、再委託することが事業を実施する上で合理的であると文部科学省が認めるものについては、本事業の一部を再委託することができる。

9. 事業完了（廃止等）及び成果の報告

受託団体は、本事業が完了したとき、廃止又は中止（以下、「廃止等」という。）の承認を受けたときは、委託事業完了（廃止等）報告書及び支出を証する書類の写並びに事業で得られた成果を取りまとめた成果報告書を文部科学省に提出するものとする。

10. 委託費の額の確定

- (1) 文部科学省は、上記 9 により提出された委託事業完了（廃止等）報告書について、検査及び必要に応じて現地検査を行い、その内容が適正であると認めるときは、委託費の額を確定し、受託団体に対して通知するものとする。
- (2) 上記（1）の確定額は、事業に要した決算額又は委託契約額のいずれか低い額とする。

1 1. その他

- (1) 文部科学省は、受託団体による本事業の実施が当該趣旨に反すると認められるときは、必要な是正措置を講ずるよう求めることができる。
- (2) 文部科学省は、委託業務の実施に当たり、受託団体の求めに応じて指導・助言を行うとともに、その効果的な運営を図るために協力する。
- (3) 文部科学省は、事業の推進に資するため、受託団体の担当者等による連絡協議会を開催する。
- (4) 文部科学省は、必要に応じ、この実施事業及び経理処理状況について、実態調査を行うことができる。
- (5) 本事業の実施に伴い発生した著作権（著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）第 21 条から第 28 条までに規定するすべての権利を含む。）については、原則として文部科学省に帰属させるものとする。ただし、これに拠らない場合は、別途文部科学省と協議すること。
- (6) この要項に定めるもののほか、本事業の実施にあたり必要な事項については別に定める。

(別添3)

「高等学校における個々の能力・才能を伸ばす特別支援教育」事業の進め方

高等学校における個々の能力・才能を伸ばす特別支援教育に係る研究指定校の指定を受けようとする学校においては、障害のある生徒を対象として、現行教育課程の基準によらない特別の教育課程による「障害に応じた特別の指導」及び、現行教育課程の基準に基づく「個々の能力・才能を伸ばす指導」について、次に示すところに従い、具体的な研究開発課題を設定し、研究開発を実施する。

1. 研究開発実施体制の構築

(1) 運営指導委員会の設置

管理機関は、高等学校、中学校、特別支援学校、大学、発達障害者支援センター等の関係機関からなる運営指導委員会を設置し、研究指定校の運営に関し、専門的見地からの指導・助言、評価等を行う。

(2) 生徒・保護者の理解・認識の向上に係る支援

事業を実施するに当たっては、対象となる障害のある生徒及びその保護者に対して説明するとともに、生徒の自尊感情や集団から離れて別の活動を行うことへの心理的な抵抗感にも配慮すること。

障害のある生徒への支援が円滑に行われるよう、障害のある生徒及びその保護者に対して障害の理解・認識の向上に係る支援を行うとともに、障害のない生徒への理解啓発に関する取組も実施する。

(3) 生徒の実態把握

事業の対象となる障害の種別については、小・中学校の通級による指導と同様に言語障害、自閉症、情緒障害、弱視、難聴、学習障害、注意欠陥多動性障害、肢体不自由、病弱及び身体虚弱とする。

個々の生徒について、障害の状態、発達や経験の程度、興味・関心、得意分野、生活や学習環境などの実態について、中学校からの引き継ぎ、諸検査の活用等により、的確に把握する。

(4) 個別の教育支援計画・指導計画の作成・活用

家庭および地域や医療、福祉、保健、労働等の業務を行う関係機関との連携を図り、長期的な視点で生徒への教育的支援を行うために、個別の教育支援計画を作成・活用する。また、個々の生徒の実態を的確に把握し、個別の指導計画を作成し、学習の状況や結果を適切に評価し、指導の改善に生かす。

2. 障害に応じた特別の指導（特別の教育課程）

学校教育法施行規則第85条（同規則第108条第2項で準用する場合を含む。）に基づき、現行教育課程の基準によらない教育課程を編成し、生徒の障害に応じた特別の指導を、高等学校等の現行教育課程に加え、又は一部に替える特別の教育課程に関する研究開発を実施する。

(1) 障害の状態の改善又は克服を目的とする指導（自立活動に相当する指導）

障害の状態に応じ、障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服を目的とした指導、すなわち特別支援学校における自立活動に相当する内容を有する指導を行う。指導に当たっては、特別支援学校高等部学習指導要領に規定する自立活動の目標や内容を参考に教育課程を編成する。

(2) 障害の状態に応じた各教科・科目の内容を補充するための特別の指導（各教科・科目の補充指導）

障害に応じた特別の指導については、(1)の自立活動に相当する指導を原則とするが、特に必要があるときは、障害の状態に応じて各教科・科目の内容を補充するための特別の指導を含めることができる。各教科・科目の補充指導は、障害の状態に応じた特別の補充指導であって、単なる教科・科目の遅れを補充するための指導ではない。

(3) 障害に応じた特別の指導に係る授業時数

障害に応じた特別の指導に係る授業時数については、1単位時間を50分として、年間35単位時間から280単位時間までを標準とし、学習障害及び注意欠陥多動性障害のある生徒については、年間10単位時間から280単位時間までを標準とする。また、この授業時数については、35単位時間の授業を1単位として単位数に換算して、卒業までに修得させる単位数に含めることができる。この場合、35単位時間に満たないものは単位認定することはできないが、例えば、第1学年に15単位時間、第2学年及び第3学年に各10単位時間履修し、合計35単位時間となる場合には1単位として認定が可能である。すなわち2以上の年次にわたる授業時数を合算して単位の認定を行うことができる。

※参考 高等学校学習指導要領解説 総則編（平成21年11月）文部科学省

第3章—第6節—1 単位の修得の認定（第1章第6款の1）（抜粋）

2以上の年次にわたって各教科・科目等を履修する場合の基本的な取扱いは、従前と同様、以上のとおりである。なお、例えば、特定の年度における授業時数は1単位（35単位時間）に満たないが、次年度に連続して同一の科目を設定するような場合などにおいて、2以上の年次にわたる授業時数を合算して単位の認定を行うことも可能とし、今回の改訂では、単位認定は各年次ごとに行うことを「原則とする」とした。

(4) 通信制の課程における障害に応じた特別の指導に係る授業時数

通信制の課程における障害に応じた特別の指導については、全てを通学して指導を受ける場合の授業時数の取扱いについては上記(3)と同様である。添削指導と面接指導を組み合わせる場合には、生徒の障害の状態、指導内容に応じて、添削指導の回数及び面接指導の単位時間数を適切に定める。

(5) 障害に応じた特別の指導を担当する教員

障害に応じた特別の指導を担当する教員については、高等学校の教員免許状を有する必要がある。また、特別支援学校の教員免許状を併せ有するなど特別支援教育

の専門的な指導が可能な者であることが望ましい。なお、各教科・科目の補充指導を担当する教員については、高等学校の当該教科の教員免許状が必要である。

また、障害に応じた特別の指導を担当する教員について新たに配置が必要な場合、経費予定額に適切な金額を積算することが必要である。

(6) 他校への通級、巡回による指導

他校での障害に応じた特別の指導（他校への通級）や他校の教員が研究指定校に巡回して行う障害に応じた特別の指導（巡回による指導）を行う場合の取扱いは、以下の通りとする。

①特別支援学校への通級、特別支援学校の教員の巡回による指導

研究指定校に在籍する生徒が、特別支援学校高等部において、障害に応じた特別の指導を受けることも可能であるが、当該障害に応じた特別の指導について研究指定校の授業として位置付けることが必要である。この場合、当該指導を行う特別支援学校高等部の教員については、複数校兼務の兼務発令を行うなど研究指定校における身分取扱いを明確にする必要がある。

特別支援学校高等部の教員が、研究指定校において、障害に応じた特別の指導を行う場合についても、当該指導を行う教員については複数校兼務の兼務発令を行うなど研究指定校における身分取扱いを明確にする必要がある。

②他の高等学校等への通級、他の高等学校等の教員の巡回による指導

他の高等学校等での障害の状態に応じた特別の指導や、他の高等学校等の教員による障害の状態に応じた特別の指導についても、①と同様とする。

3. 個々の能力・才能を伸ばす指導（現行教育課程）

高等学校の教育課程の編成に当たっては、各教科・科目の選択が柔軟に選択できること、学校設定教科・科目の設定が可能であること、共通必修教科・科目の単位数の一部減が可能であること、各教科・科目の内容の一部を省略し適切に選択して指導できることなど、現行教育課程の基準においても弾力的な対応が可能となっていることから、これらを生かして個々の能力・才能を伸ばす指導を行う。

(1) 一斉授業の改善工夫

障害のある生徒と、ない生徒が共に学ぶ一斉授業での理解しやすい授業づくり、障害のある生徒への個別の配慮等を行う。

例えば、本時の授業目標、学習内容を明確化する等の授業の焦点化、学習手順・活動方法を理解しやすいようにするため ICT 等を用いて図や映像を積極的に活用するなどの授業の視覚化、課題解決のための取組や思考の過程を共有するための発表やペアの活動等を取り入れた授業の共有化などが考えられる。

(2) 能力・才能を伸ばす重点指導

障害のある生徒の得意分野を伸ばす教科指導の充実、指導上の配慮の検討を行う。この場合、大学教員等の外部の専門家による高校での出張講義、大学・研究機関等の施設設備を活用した実験実習なども検討する。

4. その他

(1) 指導要録の記載

障害に応じた特別の指導の指導要録への記載方法については、「小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における児童生徒の学習評価及び指導要録の改善等について」（平成22年5月11日付け22文科初第1号文部科学省初等中等教育局長）における小学校及び中学校における通級による指導の記載事項等を参考とすること。

(2) その他

以上のほか、「研究開発学校における研究開発を進めるに当たっての留意点」及び「研究開発学校における研究開発の評価」を参考にしながら研究を進めること。

(別添4)

都道府県番号	学校名
--------	-----

平成 年度高等学校における個々の能力・才能を伸ばす特別支援教育実施希望調書

1. 研究開発課題

2. 研究の概要

3. 研究の目的と仮説等

- ①現状の分析と研究の目的
- ②研究仮説
- ③必要となる教育課程の特例
- ④個々の能力・才能を伸ばす指導（現行学習指導要領における一斉指導の改善工夫等）
- ⑤研究成果の評価方法

4. 研究計画

- ①第1年次
- ②第2年次
- ③第3年次

5. 評価計画

- ①第1年次
- ②第2年次
- ③第3年次

6. 当該年度の実施内容

教育課程表 (様式例)

【記入例】

〇〇県立〇〇高等学校全日制普通科

		標準単位数	第1学年	第2学年	第3学年	備考	
共通教科・科目	国語	国語総合	4	4又は2■			
		国語表現	3				
		現代文A	2		2┌		
		現代文B	4		└─┬─┐ 4	2┌	
		古典A	2		2┌	└─┬─┐ 4	
		古典B	4			2┌	
	地理歴史	世界史A	2	2			
		世界史B	4			4┌ 4	
		日本史A	2		2┌ 2		
		日本史B	4			4┌	
		地理A	2		2┌		
		地理B	4				
	公民	現代社会	2	2			
		倫理	2			2	
		政治・経済	2			2	
	数学	数学I	3	3			
		数学II	4		4		
		数学III	5			5	
		数学A	2	2			
		数学B	2		2		
		数学活用	2				2
	理科	科学と人間生活	2	2			
		物理基礎	2		┌②	┌②	
		物理	4		└─┬─┐	└─┬─┐	
		化学基礎	2		└─┬─┐	└─┬─┐	
		化学	4		└─┬─┐	└─┬─┐	
		生物基礎	2		└─┬─┐	└─┬─┐	
		生物	4		└─┬─┐	└─┬─┐	
		地学基礎	2				
		地学	4				
	理科課題研究	1					
	保健体育	体育	7～8	3	3	2	
		保健	2	1	1		
	芸術	音楽I	2	2┌ 2			
		音楽II	2		2┌ 2		
		音楽III	2			2┌ 4	
		美術I	2	2└			
		美術II	2		2└		
		美術III	2			2└	
		工芸I	2				
		工芸II	2				
		工芸III	2				
		書道I	2	2└			
		書道II	2		2└		
		書道III	2				2└
	外国語	コミュニケーション英語基礎	2				
		コミュニケーション英語I	3	3			
コミュニケーション英語II		4		4			
コミュニケーション英語III		4		2◆	2└		
英語表現I		2	2				
英語表現II		4					
家庭	英語会話	2			2└		
	家庭基礎	2		2			
	家庭総合	4					
情報	生活デザイン	4					
	社会と情報	2	2				
情報	情報の科学	2			2└		
	計	—	28又は26	28又は24	27又は23		
専・問科 科目	理数	理数数学I	—		2┌		
		理数数学II	—		2┌		
		理数数学特論	—			2┌	
	計	—	0	4(選択)	2(選択)		
総合的な学習の時間		3～6	1	1	1		
ライフスキルトレーニング(LST)※		—	2■	2◆	2└		
特別活動(ホームルーム)		1	1	1	1		
合計		—	30	30	29	合計 89	

※「ライフスキルトレーニング(LST)」は、学校教育法施行規則第85条に基づき設定する障害に応じた特別の指導

<第1学年>・「国語総合4単位」と「国語総合2単位、LST2単位」の選択

・音楽I、美術I、書道Iのいずれか1科目の選択

<第2学年>・「現代文A2単位、古典A2単位」と「理数数学I2単位、理数数学II2単位」の選択

・日本史Aと地理Aの選択

・物理基礎、化学基礎、生物基礎のいずれか1科目の選択

・音楽II、美術II、書道IIのいずれか1科目の選択

・コミュニケーション英語IIIとLSTの選択

<第3学年>・「現代文B2単位、古典B2単位」と「理数数学特論2単位、LST2単位」の選択

・世界史Bと日本史Bの選択

・物理基礎、化学基礎、生物基礎のうち第2学年で選択しなかった1科目の選択

・音楽III、美術III、書道III、コミュニケーション英語III、英語会話、情報の科学のいずれか2科目選択

(別紙②)

学校等の概要

1 学校名、校長名

2 所在地、電話番号、FAX 番号

3 学年・課程・学科別生徒数、学級数

課程	学科	第1学年		第2学年		第3学年		第4学年		計	
		生徒数	学級数	生徒数	学級数	生徒数	学級数	生徒数	学級数	生徒数	学級数
全日制	〇〇科										
	××科										
	計										
定時制	△△科										
通信制	□□科										
計											

4 教職員数

校長	副校長	教頭	主幹教諭	指導教諭	教諭	助教諭	養護教諭	
養護助教諭	栄養教諭	講師	ALT	スクールカウンセラー	事務職員	司書	その他	計

5 研究歴

(別紙③)

都道府県番号	学校名
--------	-----

所要経費

経費項目	金額	積算基礎
人件費（賃金）		
諸謝金		
旅費		
借損料		
消耗品費（図書購入費）		
会議費		
通信運搬費		
印刷製本費		
雑役務費		
保険料		
消費税相当額		
一般管理費		
再委託費		
総計		

- ① 積算に当たっては、事業の内容との関係を十分に考慮すること。
- ② 「積算基礎」については積算根拠を明確に記載すること。
- ③ 「消費税相当額」には、不課税対象経費にかかる消費税相当額を計上すること。
- ④ 「一般管理費」の対象は、国立大学法人及び学校法人のみ。

都道府県番号	学校名
--------	-----

。

第三者への再委託に関する事項

再委託の相手方の住所及び氏名	※再委託先 1 カ所につき、この様式 1 枚を記入
再委託を行う業務の範囲	
再委託の必要性	
再委託金額（単位：円）	※積算の内訳を記載。記入については、「所要経費」の記入例を参考にする事。

(別紙④)

担当者名簿

1 都道府県教育委員会／都道府県私立学校主管課／国立大学法人附属学校主管課

①名称	
②住所	〒
③連絡先	電話番号 (代表) (内線) (直通) FAX 番号 E-mail (代表／担当者)
④担当者	所属・職名

2 指定校 (複数ある場合は枝番で記入してください)

①名称	
②住所	〒
③連絡先	電話番号 (代表) (内線) (直通) FAX 番号 E-mail (代表／担当者)
④校長名	
⑤担当者	

記入要領

実施計画書本体について

都道府県等番号	学校名	課程	学科	指定期間
---------	-----	----	----	------

- ・都道府県等番号：本要領の最後に示す番号を参照の上で記入すること。
- ・学校名：学校名が長くなる場合は適宜罫線の横幅を広げる等2行にわたらないようにすること。

〔記入例〕

13	〇〇県立〇〇高等学校	全日制	普通科	26～28
----	------------	-----	-----	-------

1 「研究開発課題」について

- ・本事業の趣旨に照らし、実践研究を通して、何を目的としてどのような教育課程、指導方法、評価方法等を開発していこうとするのかが分かるような研究開発課題を簡潔に記入すること。（最大100字程度）

《記入例》

高等学校に在籍する障害のある生徒の自立と社会参加を図るため、特別支援学校や障害者福祉施設等と連携して、自立活動を取り入れた特別の教育課程の編成及び得意分野を更に伸ばす教科指導の充実に関する研究開発

2 「研究の概要」について

- ・400字以内で、次の「研究の目的と仮説等」で記入する内容のポイントを簡潔に記入すること。

《記入例》

対象となる障害のある生徒については、クラスの仲間とのコミュニケーションなど対人関係に困難を示すことから、自立活動の「人間関係の形成」に関する指導を中心に週2コマ（年間70単位時間）設定する。特別支援学校の協力を得ながら、個別の指導計画を作成し、個別の指導計画に基づく指導、評価方法等について研究する。また、読むことに困難さがあるものの、計算については高い能力を示す。このことから、文章を図解するなど視覚化を重視するなど国語の一斉授業の改善や大学教員を外部講師とした数学重点コースを設置する。

特別支援学校の協力を得ながら個別の教育支援計画を作成し、保護者、障害者福祉施設等と連携して適切な支援を行う。

3 「研究の目的と仮説等」について

- ・ (1)「現状の分析と研究の目的」においては、①障害のある生徒や学校、地域（家庭を含む。）の現状や課題を分析した上で、それに基づき②何を目的として研究を実施するのかについて記入すること。①については、対象となる全ての障害のある生徒の状態や特性など具体的に記入するとともに、②と直接の関係がない部分については記述しないこと。
- ・ (2)「研究仮説」には、(1)で述べた課題を解決するために、障害の状態に応じた特別の指導及び個々の能力・才能を伸ばす指導のそれぞれについて、①どのような手段（教育課程の編成、指導方法の工夫）を考え、②どのような具体的成果を期待しているのかについて記入すること。
- ・ (3)「必要となる教育課程の特例」には、(2)で述べた課題解決のための手段のうち、障害の状態に応じた特別の指導について、教育課程の基準を、本研究開発の実施にあたり、どのように変更するか（授業時数、目標と内容、既存の教科の授業時数変更に伴う対応案等）について、表に沿って具体的に記入すること。その際、特別支援学校学習指導要領解説自立活動編及び通級による指導の手引等を熟読すること。
なお、現行の基準の枠内で可能と考えられるものは一切記入しないこと。
また、障害の状態に応じた特別の指導について、自校での通級、巡回による指導、他校への通級のいずれを想定しているか記入すること。
- ・ 現行学習指導要領に基づく教育課程の内容を踏まえた上で、記述すること。
- ・ (4)「個々の能力・才能を伸ばす指導（現行指導要領における一斉指導の改善工夫等）の内容を記入すること。
- ・ (5)「研究成果の評価方法」には、学力調査、アンケート調査の実施等を含め、(2)で述べた研究仮説の正否を確認しうる具体的な評価方法を記入すること。その際、障害のある生徒や学校、地域（家庭を含む。）の実態等に配慮すること。

4 「研究計画等」の作成について

(年次研究計画)

- ・ 研究開発課題に即した研究計画を年次毎に区切って具体的に記入すること。
- ・ 各年次ごとに研究事項・実践内容の概要を述べ、特に第2年次は研究のねらいがより具体化されるよう配慮すること。
- ・ 年次ごとの重点が明確になっており、年次計画の上に発展的に位置づけられていること。

(年次評価計画)

- ・ 研究開発課題に即した研究全体の評価計画を、年次毎に区切って記入すること。
- ・ 3年次には研究仮説の正否を確認しうるよう見通しを持って各年次毎の計画を記入すること。
- ・ 学力調査、アンケート調査の実施等の評価方法を記入するのみならず、実施時期、対象学年など具体的に記入すること。

7 その他

- ・ この実施計画書及び別紙①～④のほか、実施計画書の内容を補足する資料がある場合は、添付すること。

別紙① 教育課程表（様式例）について

- (1) 様式は任意とするが、様式例を参考に以下の事項にも留意の上、可能な限り教育課程の基準との対比が明確になるよう作成すること。
- (2) 学習指導要領等現行の教育課程の基準によらない障害に応じた特別の指導に係る部分について明確にすること。
- (3) 様式例を参考に、授業時数、単位数の増減等については、表中に記号を付けたり、ゴシック体で示すなど教育課程の基準との対比が明確になるよう記載すること。

別紙② 学校等の概要について

1 学校名、校長名

学校名にはフリガナをつけること

2 所在地、電話番号、FAX番号

所在地は都道府県名から記入すること

3 学年・課程・学科別生徒数、学級数

平成26年10月1日現在のデータを記入すること

4 教職員数

平成26年10月1日現在のデータを記入すること

5 「研究歴」について

研究開発学校としての研究歴及び過去5年以内に文部科学省又は都道府県指定の研究指定校等を行った場合に記入すること。（本事業は含まない。）

《記入例》

(1) 文部科学省関係

平成20～21年度 ○○推進事業実践校

平成22～23年度 ○○教育推進校

(2) ●●県関係

平成21～24年度 ●●県 ○○教育推進研究校

別紙③ 所要経費について

- (1) 以下の表を参考に、諸謝金、旅費など研究に必要な経費（指定1年目分）を積算し記入すること。
- (2) 備品費及び外国出張等については本委託経費の中からは支出できないので注意すること。
- (3) 積算は省略せず、可能な限り細かく記入すること。
- (4) 「その他」「予備費」等の区分や経費項目は設けないこと。
- (5) 単位は「円」とすること。
- (6) 運営指導委員会出席謝金、出席旅費、会場使用料等については、計画書本体に記載している人数、回数等との整合性がとれるようにすること。
- (7) 会議費については、宴会等の誤解を受けやすい形態のもの及び酒類・菓子類の提供はできない。
- (8) 7～8月に運営協議会、1～2月に研究協議会の開催を予定しているので、その分の旅費をあらかじめ計上しておくこと（出席者2～3名程度）。
- (9) 年度末に報告書（20冊予定）の提出を求めるので、その分の経費をあらかじめ計上しておくこと。

《記入例》

経費項目	金額	積算基礎
人件費（賃金）	円	非常勤講師賃金 ○人×○時間×@= 社会保険料 ○人×○月×@= 労災保険料 @×○/1000= 雇用保険料 @×▲/1000=
謝金	円	1 運営指導委員会出席謝金 ○人×○回×@= 2 外部講師謝金 ○人×○回×@=
旅費	円	1 運営指導委員会出席旅費 県内委員（○○～○○） ○人×○回×@= 県外委員（○○～○○） ○人×○回×@= 2 研究協議会出席旅費 （○○～東京） ○人×@=
借損料	円	▽▽▽ 数量×@= 会場費 ○回×@=
消耗品費 （図書購入費）	円	▽▽▽ 数量×@= ■■■ 数量×@=
会議費	円	運営指導委員会お茶代 ○人×○回×@=
通信運搬費	円	会議開催通知切手代 ○人×○回×@=
印刷製本費	円	資料印刷費 ○冊×@= 研究報告書印刷費 ○冊×@=
雑役務費	円	資料集計費 ○人×○回×@=
保険料	円	

消費税相当額	円	消費税相当額 〇〇〇〇円 謝金分 〇〇〇円 (免税事業者は「計上不要」と記載すること)
一般管理費	円	上記経費〇〇円×〇%=
再委託費	円	〇〇市教育委員会再委託 (市立高校分) @
総計	円	

別紙④ 担当者名簿について

(1) 1 の教育委員会等の担当者は文部科学省との窓口となる者を記入すること。

各経費項目について・留意事項

【人件費（賃金）】

- 1 雇用の必要性及び金額（人数、時間、単価等）の妥当性を確認する。
- 2 事業に必要な期間のみの雇用となっているかを確認する。

【謝金】

- 1 積算内訳は協力者の内訳別に記載。
（出席者等が未確定の場合にあっては、単価の妥当性を確認するため、〇〇関係者等と記載するなどして表記。）
- 2 会議出席、原稿執筆、単純労務等を行った場合に支出する謝礼であり、単価等は各教育委員会の支給規程及び文部科学省の支給単価等とを比較して妥当な単価を設定すること
（査定の際、必要に応じて理由書を添付させるなど妥当性について説明を求めることがある。また、講演者謝金等において、高額な支出を伴うものについては、当該講演者と必要性についても確認を行う）。
- 3 学校職員に対する支出は原則として認められない。ただし、業務が当該職員の本務外（給与支給の対象となる業務とは別）であることが関係資料から確認できる場合は支出することができる。

【旅費】

- 1 原則として具体的用務毎に積算。
- 2 調査、成果公表、会議出席及び委員会出席等、研究の実施に必要な旅費のみを計上すること。
- 3 支給基準は原則として各教育委員会の旅費規程による。ただし、鉄道賃の特別車両料金等の支給については、国の職員の例に準じる等、妥当かつ適正な旅費を積算すること。
- 4 規定等がない場合は、旅費法及び文部科学省の規定を準用すること（電車代はグリーン車不可。航空運賃はエコノミークラスのみ）。
- 5 研究計画と出張先、単価、回数、人数の整合性が取れるようにすること。
- 6 航空機を利用する場合は、マイレージ等の取得はできないものとする。

【借損料】

- 1 研究の実施に必要な借損料のみを計上すること。
- 2 会場費等、会議開催等に伴い経費が発生する場合には事業計画書の会議等の時間及び回数と整合性がとれるようにすること。

【消耗品費（図書購入費）】

- 1 消耗品のみを計上し、備品（長期の反復使用に耐えうるもの）費は計上しないこと。
- 2 計上するものについては、可能な限り品名（単価、数量）を記載することとするが、具体的内容毎に使途の判断できる包括的名称を用いて簡略化して記しても良い。
- 3 物品購入の際に付与されるポイント等の取得はできないものとする。

【会議費】

- 1 会議費の支出に当たっては、原則として各教育委員会の諸規則によるが、社会通念上常識的な範囲のものか精査する。（宴会等の誤解を受けやすいものや酒類の提供はできない。また、弁当等の提供はやむを得ない場合に限る。）
- 2 会議等の出席者数及び回数と整合性がとれるかを確認する。
- 3 会議を開催した場合は、出席者、日時、場所等を明確に記載した議事録を作成すること。

【通信運搬費】

- 1 電話代等の通信費は支出根拠が分かるものに限る。
- 2 会議開催等に必要なお催通知や報告書等の送付にかかる経費を計上する。

【印刷製本費】

- 1 コピー用紙は、消耗品費に計上されるので注意すること。

【雑役務費】

- 1 委託契約の目的を達成するために付随して必要となる軽微な請負業務等（集計作業等）を計上する。
- 2 見積書等にて内訳及び金額の妥当性（数量、単価等）を確認する。

【消費税相当額】

- 1 文部科学省において実施されている委託業務は、「役務の提供」（消費税法第2条第1項第12号）に該当することから、原則として業務経費の全体が課税対象となるので、積算した業務経費全体に消費税相当額（8%）を計上することとなる。
- 2 各種別において経費を計上する際には、消費税は内税（税込）として計上することとし、不課税の経費についてのみ対象額を当費目において消費税相当額として計上する。
- 3 積算に当たっては、課税事業者と免税事業者とでは次に掲げるとおり取り扱いが異なるので、適正な消費税額を計上すること。
 - ① 課税事業者の場合
事業の実施過程での取引の際に消費税を課税することとなっている経費（以下「課税対象経費」という。）は消費税額を含めた金額を計上し、課税対象経費以外の経費（不課税経費）は消費税相当額を別途計上する。
 - ② 免税事業者の場合
消費税を納める義務を免除されているので、課税対象経費分 についてのみ消費税額を含めた金額とする。（不課税経費に対し消費税相当額を別途計上しない。）

なお、不課税経費については人件費、謝金がこれに該当する（消費税相当額を計上するのは人件費、謝金分のみ）が、各法人の基準によって、人件費、謝金についても税込金額とされている場合もあるため、計上の際に確認すること。

【一般管理費】

- 1 一般管理費は、本事業にのみに要する費用を分割して積算できない経費として計上する。（例）人件費、光熱水費、電話代・FAX通信料、コピー代等
- 2 一般管理費の率は、次のうち最も低い率を実施計画書提出時に定め、一般管理費を計上する場合は当該率を事業費（人件費、謝金、旅費等）の合計額に乗じて算出する。
（イ）10%

- (ロ) 委託を受けた法人が整備している受託規定に定められた一般管理費の率
(ハ) 委託を受けた法人の支出の額に占める管理費の率（支出の額及び管理費は、直近の事業年度の損益計算書及び収支計算書等による）※

ただし、上記の率より低い率を計上している場合はその率を採用する。

なお、教育委員会においては、計上できないものとする。

※本事業における（ハ）の一般管理費の率の算出方法の一例

$$\text{一般管理費率} = \text{「管理費」} \div \text{「消費支出部の合計」} \times 100$$

$$\text{（管理費} = \{ \text{「人件費」} - \text{「教員人件費」} \} + \text{「管理経費」} \text{）}$$

【再委託費】

- 1 委託事業のうち、技術的、専門的又は実践的な事項で、事業の実施に当たり、第三者に再委託する方がより効果的・効率的であると認められる場合、再委託を行う業務の経費を計上すること。なお、「一般管理費」の算定に際しては、乗じる経費に「再委託費」を含まない。また、定型的な業務の外部委託は雑役務費に計上すること。
- 2 再委託費を計上するに当たっては、別紙③中の「再委託に関する事項」を記入の上、提出すること。

都道府県番号一覧

番号	都道府県名	番号	都道府県名
1	北海道	25	滋賀県
2	青森県	26	京都府
3	岩手県	27	大阪府
4	宮城県	28	兵庫県
5	秋田県	29	奈良県
6	山形県	30	和歌山県
7	福島県	31	鳥取県
8	茨城県	32	島根県
9	栃木県	33	岡山県
10	群馬県	34	広島県
11	埼玉県	35	山口県
12	千葉県	36	徳島県
13	東京都	37	香川県
14	神奈川県	38	愛媛県
15	新潟県	39	高知県
16	富山県	40	福岡県
17	石川県	41	佐賀県
18	福井県	42	長崎県
19	山梨県	43	熊本県
20	長野県	44	大分県
21	岐阜県	45	宮崎県
22	静岡県	46	鹿児島県
23	愛知県	47	沖縄県
24	三重県		

指定都市番号一覧

番号	都道府県名	番号	都道府県名
48	札幌市	58	名古屋市
49	仙台市	59	京都市
50	さいたま市	60	大阪市
51	千葉市	61	堺市
52	横浜市	62	神戸市
53	川崎市	63	岡山市
54	相模原市	64	広島市
55	新潟市	65	北九州市
56	静岡市	66	福岡市
57	浜松市	67	熊本市